

社会的養護の小規模化・家庭的養護の推進目標（案）について

要保護児童数推計及び児童養護施設等が策定する「家庭的養護推進計画」に基づき、京都府の「社会的養護推進計画」の前期・中期・後期の目標を下表のとおり定め、社会的養護の小規模化・家庭的養護の推進を図ります。

なお、各期末には、計画の趣旨及び進捗状況等を勘案し、里親等の委託をさらに進めることとします。

小規模化・家庭的養護の推進目標（要保護児童数）

（単位：人）

	現在 (平成26年3月)	前期 (平成31年度末)	中期 (平成36年度末)	後期 (平成41年度末)
本体施設 (割合%)	277 (88%)	212 (64%)	170 (50%)	121 (34%)
グループホーム (割合%)	12 (4%)	75 (23%)	107 (31%)	145 (42%)
里親等 (割合%)	24 (8%)	43 (13%)	63 (19%)	84 (24%)
合計	313	330	340	350

要保護児童数の見込

（単位：人）

	25年度	前期(H31末)	中期(H36末)	後期(H41末)
要保護児童数推計	313	330	340	350